

別表2（第12関係）

消毒方法の基準

以下の1から4のいずれか、あるいはこれらを併用した方法を用いること。

方法	実施方法の基準	摘要
1 乾式除去法	<p>(1) 検疫指定物品の下に検疫有害動植物等を受けるシートを敷き、その上でヘラやブラシ、布等の道具を用いて、消毒を行う場所の床面や壁面等に検疫有害動植物等が飛散しないように注意しながら、検疫指定物品から検疫有害動植物等を完全に除去すること。</p> <p>(2) 除去した検疫有害動植物等を完全に収集し、焼却、高圧殺菌（120℃、20分以上。以下同じ。）又はこれらと同等の処理を行った後に廃棄すること。</p> <p>(3) 除去に用いた道具やシート等は使用後に焼却、高圧殺菌又はこれらと同等の処理を行うこと。なお、処理後のものは再使用ができる。</p>	
2 水洗除去法	<p>(1) 廃水を収集できる施設において、床面や壁面等に検疫有害動植物等が飛散しないように注意しながら検疫指定物品を水洗し、必要に応じヘラやブラシ、布等の道具を用いて検疫指定物品から検疫有害動植物等を完全に除去すること。</p> <p>(2) 除去した検疫有害動植物等を完全に収集し、焼却、高圧殺菌又はこれらと同等の処理を行った後に廃棄すること。</p> <p>(3) 除去に用いた廃水を完全に収集し、高圧殺菌又はこれらと同等の処理をした後に廃棄すること。</p> <p>(4) 除去に用いた道具やシート等は使用後に焼却、高圧殺菌又はこれらと同等の処理を行うこと。なお、処理後のものは再使用ができる。</p>	<p>・高圧水洗を行う場合には、廃水の散逸を防止する対策が必要である。</p>
3 吸引除去法	<p>(1) 消毒を行う場所の床面や壁面等に検疫有害動植物等が飛散しないよう</p>	

	<p>に注意しながら電気掃除機により検疫有害動植物等を吸引し、必要によりヘラやブラシ、布等の道具を用いて検疫指定物品から検疫有害動植物等を完全に除去すること。</p> <p>(2) 除去した検疫有害動植物等を完全に収集し、焼却、高圧殺菌又はこれらと同等の処理を行った後に廃棄すること。</p> <p>(3) 除去に用いる掃除機の吸入部分と検疫有害動植物等の収納部分（ただし紙パック等により検疫有害動植物等を独立して収集する方式は除く）は、使用後に高圧殺菌又はこれと同等の消毒を行うこと。</p> <p>(4) 除去に用いた道具やシート等は使用後に焼却、高圧殺菌又はこれらと同等の処理を行うこと。なお、処理後のものは再使用ができる。</p>	
4 その他	<p>以下の条件を満たせば、上記1から3までの方法に依らない方法で検疫有害動植物等の除去を行うことができる。</p> <p>(1) 消毒を行う場所の床面や壁面等に検疫対象病虫害等が飛散しないように注意しながら検疫指定物品から検疫有害動植物等を完全に除去できる方法であること。</p> <p>(2) 除去した検疫有害動植物等を完全に収集し、焼却、高圧殺菌又はこれらと同等の処理を行った後に廃棄できること。</p> <p>(3) 除去に使用した道具やシート等は焼却、高圧殺菌又はこれらと同等の処理を行うことができること。</p>	